へいせい ねんど だい かいすぎなみくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい しだい 平成28年度 第2回杉並区障害者地域自立支援協議会 次第

- 1 開会
- 2 かいちょうあいさつ 会長挨拶
- 3 報 告
- ① 幹事会より
- ② 地域移行促進部会より
- ③ 相談支援部会より
- ④ シンポジウム実行委員より
- ⑤ 差別解消支援地域会議の進捗状況について
- 4 叢 題
- ① 杉並区障害者地域相談支援センター(すまいる)の現状報告及び いけんこうかん 意見交換
- ② 安心サポート事業等について

平成28年9月6日 分片各4階AB会議室 10時00分~12時(予定)

6 閉会

★ 次回日程の確認 第3回を12月~1月に予定

はいふしりょう配布資料

lbょう ほんかい だ いけん かだいせいり 資料1 本会で出された意見と課題整理

資料2 相談支援部会活動報告

しりょう へいせい ねんどちいきじりつしえんきょうぎかいしん ぼじう む あん 資料3 平成28年度地域自立支援協議会シンポジウム(案)

しりょう きべつかいしょうしえんちいきかいぎいいん あん とうじつせきじょうはいふ 資料 4 差別解消支援地域会議委員 (案)・・・当日席上配布

資料 5 安心サポート事業等について・・・当日席 上配布

| テーマ | 協議会で出された報告・意見・課題 | 今後の方向性(幹事会話し合い結果) |
|----------------------|--|--|
| 部会 | ・昨年度の課題を引き続きグループに分かれて検討していく。事例検討をしていたグループがなくなったため4グループでの活動となる。当事者の身近な議論になっていないとの意見を踏まえて各グループとも検討していく。 ・今年度は43人の部会となる。引き続き来期に向けて部会の運営についても検討していくので皆さんからも意見をいただきたい。 → 部会の報告について特段質問や意見はなかった。 | ・部会のあり方については、引き続き検討して もらい、年度内に本会で意見をもらう形で進め る。 |
| 地域移行促進部会 | ・昨年度からの引き続きの課題 "医療"について更に検討を進めていく。昨年度末に5つぐらいに課題を絞ったので、今年度はグループ に分かれて検討を進めていく予定でいる。 →地域移行は医療がテーマであるが、H30年度に地域医療計画が改正される。杉並は地域の中で精神科ベッドが無い。杉並区におけ る精神科医療についてもH30年までに検討してほしい。 →重症心身障害児(者)の受け入れ先は医療のハードルが高い。何かあった時には区内で受診できる仕組みが必要。 | ・精神科医療については課題として残し、本会 で議論すること等も検討する。 |
| 差別解消 支援会議 について | ことが多々あった。 →関係機関ではない所を一般公募で募り、意見をもらう必要があると思っている。何が必要で何が不足しているか出していく為には、そ | ・事例を収集することは大切。よい事例を発表することも大事。 ・区がどういう目的でこの会をやるのか具体的に見えてこない。協議会の下に設けるということなので、こういう目的でやるという具体的なことを協議会(幹事会)から提案してもいいか・・・? |
| の現状報 告・意見 交換につ | すまいる設置の経緯及び各すまいるの現状について報告 →以前、7か所の委託の時と比べて対応する範囲が広くなったという印象。地域の課題をどう抽出しているのか、エリアによって異なる のかなど別な機会に聞ければと思う。また、その中で見えてきた課題を本会に挙げてもらえると良い。 →いろいろな課題がある人の対応をする際、すまいるがイニシアチブを取ってもらえるのがありがたい。 →安心サポートとの役割分担どうしていったらいいか・・相談していったほうがいいと感じている。 | ・安心サポートの役割分担という点については、一度安心サポートの現状を報告してもらい、本会で共有する。・・・次回の本会で安心サポートの件数や事例を紹介してもらう。・この議題については、次回も再度あげて意見をもらう。 |

そうだんしぇんぶかいかつどうほうこく相談支援部会活動報告

- 1、各グループの活動の進 捗 状 況
 - くBグループ: 重度心身障害児者のネットワーク構築について>

 - ■今年度の活動:
 - ①事例検討⇒課題を抽出・整理する。
 - ②施設見学⇒資源の把握と、他自治体の成功例等を見学し課題解決のための参考とする。
 - くないじゅうどしんしんしょうがいじしゃ じったいちょうさ じったい はあく み かだい ひつよう しえん かんが 3区内重度小身障害児者の実態調査⇒実態を把握し、そこから見える課題と必要な支援を 考える。
 - (4) 重度心身障害児者の年齢(ライフステージ)等にあわせてサービスを整理する。
 - ⇒ライフステージに応じた切れ曽のない支援につなげる
 - ⑤次回の『障害福祉計画』作成のための基礎的なデータを得ることを目的として、障害者基礎調査を実施する予定。『障害基礎調査票(アンケート)』に重度心身障害児者の実態を把握できるような質問事項を組み込めないか。

< C グループ: 高齢障害者について>

- ■状況:グループ活動を1回実施
- ・昨年度の取り組みの共有及び本会からの意見を共有。
- ・熊本地震 視覚障害者支援の概要や中途視覚障害者の高齢期の課題、高齢期の課題について議論。
- ■今年度の活動:
- ・インフォーマルなサービスの活用等について議論を進める予定

<D グループ: 就労>

- ■状況:グループ活動を3回実施
- ・1回目は新メンバーも入ったことから、昨年度の活動内容の共有と今年度の活動内容の確認を行った。
- ・2回目はワークサポート杉並主催の「雇用支援ネットワーク会議」に参加し、意見交換を行う。

- ・3回首は就労移行支援事業所「ウェルビー三鷹」の見学会とウェルビー三鷹における定着支援について意見交換を行った。
- ■今年度の活動:

くEグループ:児童>

- 状況:グループ活動を2回実施
- ・1回目は児童発達支援事業所と天沼小学校の見学会を行った。
- ・2回目は放課後等ディサービス事業所の見学会を行った。
- ■今年度の活動:(月1~2回活動を実施予定)
- ②事例検討会を行い、支援困難ケースについてグルーム内で話し合いを行い、問題解決の手掛かりにすると 同時に、参加者全員が自分のケースの支援内容についても振りかえる機会を作る。

2、今後の予定

答グループ活動 9~10月 相談支援部会拡大幹事会 開催予定 各グループ活動

平成29年 1月~2月 第2回相談支援部会 開催予定

平成28年9月6日資料3 「第2回地域自立支援協議会

へいせい ねんどすぎなみく ちぃきじりつしぇんきょうぎかいしん ぽ じう む あん 平成28年度杉並区地域自立支援協議会シンポジウム (案)

だい かいじっこう い いんかいほうこく 第1回実行委員会報告

- 1. 目的: ①自立支援協議会の役割を広く地域に知ってもらう。
 - すぎなみ しょうがいしゃふくし くみん とも かんが ②杉並の障害者福祉を区民と共に考える。
- 3. 日程: 平成29年1月または2月ころ

時間帯については、今年度は午前中の開催を検討(10時~12時半ではどうか?)

- 4.会場:杉並区役所中棟6階第4会議室(予定)
- 5. 内容

だい ぶ こうえん てーま しょうがいしゃさべつかいしょうほう 第1部:講演 テーマ 障害者差別解消法について(60分程度)

#い ** じりつしえんきょうぎかい と 〈 ほうこく 第2部:自立支援協議会の取り組み報告とパネルディスカッション

テーマ: 地域における 障 害者の暮らしについて 考 える

 も**らうことを検討中**)

こーでぃねーたー みていコーディネーター: 未定

ぱねりすと げんざいちょうせいちゅう せいしんしょうがい ちてきしょうがい しんたいしょうがいしゃ かたパネリスト:現在調整中 (精神障害、知的障害、身体障害者の方に こうしょうちゅう 交渉中)

じっこういいん 6. 実行委員

いがしらいいん しゅりいいん かとういいん かみさくいいん はるやまいいん 井頭委員、修理委員、加藤委員、神作委員、春山委員、

たかやまかいちょう ぉ ぶ ざ - ぱ -高山会 長 (オブザーバー)

じむきょく いけだ さ さ き めぐろ いわさき 事務局: 池田、佐々木、目黒、岩崎

差別解消支援地域協議会(案)

第2回地域自立支援協議会 資料4 H28年9月6日

| | | 分 野 | 氏 名 | 団 体 名 等 | 備 考 |
|----|-----|------------|----------|------------|-------------|
| 1 | 当事者 | 障害者団体 | 高橋 博 | 障害者団体連合会 | |
| 2 | | 障害者団体 (身体) | 障害団連から推薦 | 障害者団体連合会 | |
| 3 | | 障害者団体 (知的) | 障害団連から推薦 | 障害者団体連合会 | |
| 4 | | 障害者団体 (精神) | 障害団連から推薦 | 障害者団体連合会 | |
| 5 | | 障害者団体(視覚) | 障害団連から推薦 | 障害者団体連合会 | |
| 6 | | 障害者団体(聴覚) | 障害団連から推薦 | 障害者団体連合会 | |
| 7 | | 障害当事者 | | ピア相談員 | 自立支援協議会委員より |
| 8 | | 障害当事者 | | ピア相談員 | 自立支援協議会委員より |
| 9 | | 障害当事者 | | | 自立支援協議会委員より |
| 10 | | 学識経験者 | 高山 由美子 | ルーテル学院大学 | 自立支援協議会 |
| 11 | | 教育 | | | 自立支援協議会委員より |
| 12 | | 事業者 | 斎藤 敬子 | 商店街連合会 | 推進連絡協議会 |
| 13 | | 事業者 | バス事業者 | 公共交通 | |
| 14 | その他 | 事業者 | | | 自立支援協議会委員より |
| 15 | | 医師・看護師 | | 医師会 | 自立支援協議会委員より |
| 16 | | 福祉 | 社協から推薦 | 社会福祉協議会 | |
| 17 | | 地域 | 民生委員 | 三田 利春 | 推進連絡協議会 |
| 18 | | 就労 | 事業団から推薦 | 障害者雇用支援事業団 | |
| 19 | ł | | 出保裕次 | 障害者施策課長 | |
| 20 | | | 笠 真由美 | 障害者生活支援課長 | |
| 21 | | | 諸角 純子 | 高井戸事務所担当課長 | |

差別解消支援地域協議会(案)

*取扱い注意

| | | 分 野 | 氏 名 | 団 体 名 等 | 備 考 |
|----|-----|------------|----------|-------------------|-----|
| 1 | | 障害者団体 | 障害団連から推薦 | 障害者団体連合会 | |
| 2 | | 障害者団体 (身体) | 障害団連から推薦 | 障害者団体連合会 | |
| 3 | | 障害者団体 (知的) | 障害団連から推薦 | 障害者団体連合会 | |
| 4 | | 障害者団体 (精神) | 障害団連から推薦 | 障害者団体連合会 | |
| 5 | 当事者 | 障害者団体(視覚) | 障害団連から推薦 | 障害者団体連合会 | |
| 6 | | 障害者団体 (聴覚) | 障害団連から推薦 | 障害者団体連合会 | |
| 7 | | 障害当事者 | 自立支援 | 協議会から推薦 | |
| 8 | | 障害当事者 | 自立支援 | 協議会から推薦 | |
| 9 | | 障害当事者 | 自立支援 | 協議会から推薦 | |
| 10 | | 学識経験者 | 自立支援 | 協議会から推薦 | |
| 11 | | 教育 | 自立支援・推進 | 達連絡協議会から推薦 | |
| 12 | | 事業者 | 推進連絡 | 協議会から推薦 | |
| 13 | | 事業者 | バス事業者 | 公共交通 | |
| 14 | その他 | 事業者 | 自立支援・推進 | 達連絡協議会から推薦 | |
| 15 | | 医師・看護師 | 医師会から推薦 | 医師会 | |
| 16 | | 福祉 | 社協から推薦 | 社会福祉協議会 | |
| 17 | | 地域 | 民協から推薦 | 町会・民生委員 | |
| 18 | | 就労 | 事業団から推薦 | 障害者雇用支援事業団 | |
| 19 | _ | | 出保 裕次 | 障害者施策課長 | |
| 20 | 行 政 | | 笠 真由美 | 障害者生活支援課長 | |
| 21 | | | 諸角 純子 | 高井戸事務所担当課長 | |

すきなみしゃきょう かたい がかりじぎょうがいよう かたい 杉 並 社 協あんしんサポート 係 事業概要と課題

あんしんサポート係

- ○職員数:10名(内訳 常勤職員4名、非常勤職員6名)
 - *全員が、地域福祉権利擁護事業とあんしん未来支援事業を担当
- ○生活支援員 25名
 - *社協と雇用契約している一般区民。地域福祉権利擁護事業の支援を担当。

ぎょうむないよう 業務内容

- ○地域福祉権利擁護事業
- ○あんしん未来支援事業
- 周 知活動 (講演会、説明会)

ちいきふくしけんりょうこじぎょう にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 1 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

契約者数 150件 (136件+独自契約 (対象拡大) 14件) 〈H28.3月末〉 (参考) 東京都内契約者数 3.527件 〈H28.3月末〉

(1) 背景

- 〇社会福祉法第2条3項12条 「福祉サービス利用援助事業」として位置づけ。 社会福祉法第81条 「都道府県社協の行う福祉サービス利用援助事業等」
- 〇学成19年度に国は「地域福祉権利擁護事業」から「日常生活自立支援事業」に 名称変量。※ただし、東京では「地域福祉権利擁護事業」の名称をそのまま使用。
- ○実施主体は都道府県社会福祉協議会。事業の一部を区市町村社協へ委託。

(2) 事業内容

- 〇首語 判断能力が不予労な芳に対して、福祉サービスの利用に関する接助等を 行うことにより、地域において首立した生活が送れるよう支援すること。
- ○対象者 ①判断能力が不十分な方(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等) ②本事業の契約内容についての判断能力がある方
 - →・本人が困っていると理解し、利用希望がある。
 - 誰に荷をしてもらいたいかわかっている。
 - 利用料を支払うことについて理解している。
 - ※その他、判断能力がある身体障害者等を対象とした「対象拡大」もある。

- ○援助の内容 ①福祉サービスの利用援助 (基本サービス)
 - ・福祉サービスの利用手続き
 - ・福祉サービスの利用料支払い手続き
 - 居住家屋の賃借、行政手続きの援助 等
 - ②日常的金銭管理サービス(オプション)
 - ・ 年金等の受領手続き
 - ・医療費支払いの手続き
 - 税金や公共料金を支払う手続き
 - ・日用品代金を支払う手続き
 - ・上記支払い等に伴う預金の払戻、解約等の手続き
 - ③書類等の預かりサービス(オプション)

展がなかのえ、もの ねんきんしょうしょ よちょきんつうちょう けかりしょう ほけんしょうしょ じついん とう 保管可能な物:年金証書、預貯金通帳、権利証、保険証書、実印 等

- ○援助の方法(利調・助言・情報提供・連絡調整・同行【基本】
 - ②代行 (本人から現金を預かって支払う等)
 - ③代理 (契約書で定めた監例の代理。福祉サービスの利用手続援助や観行での払い戻じ等)
 - *契約時に<u>支援計画</u>を作成し、それに基づいた支援を行う。支援計画を 変量する際は、内容によって東社協で審査。
 - 支援計画内容例)・等門員(職員)と生活支援員(登録している区民。実際に毎回支援へ行く人)の氏名
 - 毎月第1 火曜日 1 O時ころ自宅を訪問。
 - ・ゆうちょ銀行口座から生活費として5万円を払い出じて届ける。
- ○新剤料 パンフレット参照
- 〇審査会等 ①東京都社会福祉協議会に契約締結審査会を設置。 判断能力に疑義がある場合や生活保護受給者との契約は必ず審査会の決定が必要。
 - *契約締結審査会は1回/月 開催(資料は約2週間前に提出)。

よって、特に生活保護受給者との契約は必ず審査会決定後になるため、スケジュール調整が必要。

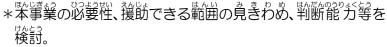
○支援の流れ (関係機関から相談の場合)

初回相談



訪問 (数回)

本人へいまれば明、アセスメント、利用意思の確認、



歌にん、サハカラニヒょラセょラ レク症ハヒヒュラセょラ ょラカルエヒヒ ールイト 本人の生活状、況、身体状況、要介護度、福祉サービスの利用

状況、判断能力、親族関係、金銭状況、消費者被害等の

契約意思があるかどうか、一週間以上後に再度確認。

調整



福祉・医療サービスの利用・栄養が発露、生活保護ワーカーとの 役割確認、親族との調整(預かり物を対しても 道帳の確認や開設、生活費等の金額確認

*必要に応じて契約締結審査会にて審議

契約

対的書を取り交わす。かの表示がありかけいでのたちをいるがあり、契約書を取り交わす。可能な限り関係者の立ち会いを依頼。



支援開始

支援計画に基づく援助開始。この時点から利用料が発生。 生活支援賞が等門賞の指点を受け行う。

- *キャッシュカードは原則使用せず、銀行等の窓口で払出し。
- *利用料は、生活支援資が利用者管に着いてから出るまでの時間。 以降はモニタリングを行いながら支援内容の確認をしていく。

(3) 成年後見制度との関係

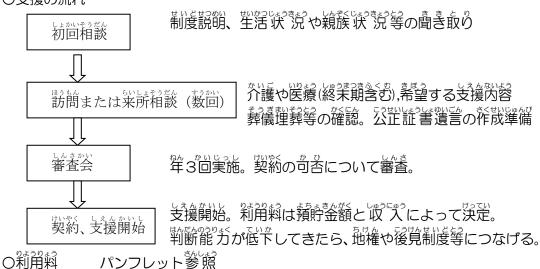
- ○後見制度利用の検討ポイント
 - ・地域福祉権利擁護事業の範囲を超える内容の支援が必要
 - 例)多額の財産管理が必要、本人所看のアパート等の管理が必要、遺産相続、 米動産が分が必要、施設で計算約
 - 本事業契約に必要な判断能力があるか。
 - ・権利侵害、経済的虐待、消費者被害
 - 施設入所、長期入院

ケースごとに検討

2 あんしん未来支援事業

- (1) 背景
- ○平成20年7月に事業開始。杉並社協の独自事業。平成28年4月改正。
- (2) 事業内容 (パンブレット参照)
- ○対象者 ① 「杉並区に住所があり、かつ居住をしている方
 - ②65歳以上の高齢者、または障害者のみの世帯で、かつ支援可能な配偶者及び3親等以内の親族がいない芳
 - ③掌葉の契約例管を判断することができる芳
 - (4) 預貯金 (国債・地方債を含む) が 3,000万円以下
 - (5) 所得が住民税課税所得金額180万円以下
- 〇援助の内容
- ①見守りサービス (基本契約)
 電話連絡 1 回/月 + 訪問 1 回/3 か月
- ②日常生活の支援サービス(オプション)
 - ・福祉サービスの利用援助
 - ・日常的金銭管理の支援
 - 契約手続きの支援
 - 其門職 **仲介**
 - ・入院時に行う支援
- ③保証機能サービス(オプション)
 - このういん じほしょうきのう入院時保証機能
 - ・葬儀、埋葬の手続き支援
- →大多数のだは、できばられている。 ・大多数の方は、できない。 一大多数の方は、できない。 一大ない。 一ない。 一な、 一ない。 一ない。 一ない。 一ない。 一な、 一な、 一ない。 一な、 一な、 一な、 一な、
- ④書類等預かりサービス(オプション)

○支援の流れ



3 課題となっていること

- *成年後見制度との見きわめとつなぎについて
 - ・地域福祉権利擁護事業でできる金銭管理は、あくまでも日常生活の範囲内。

 - ・ 見きわめにあたっては、財産状況だけでなく、本人の判断能力や信頼できる親族の有無など、様々な状況の勘繁が必要。

*日常的金銭管理サービスが一人歩きしがち

- ・「福祉サービス利用援助」が基本であり、これを利用しない場合には地域福祉権利 権護事業で支援を行うことはできない。
- 高次脳機能障害による記銘力や判断力の低下がある場合や、苦样性認知症等により判断力の低下がある場合も対象となる。
- ・対象となる障害や症状を有していても、利用意思や判断能力が認められない場合は契約することができない。
- ・単に浪費に対する金銭管理のみを影望する場合で「福祉サービス利用援助」を利用 しない場合は地域福祉権利擁護事業での支援を行うことができない。

*生活保護受給中のケース

- ・基本的に、生活保護費の給付管理と生活指導は生活保護ワーカーの役割であることから、全件、東京都社会福祉協議会の契約締結審査会に諮る必要がある。
 - →○契約の必要性
 - ○本人の利用意思
 - ○支援計画の適切さ
 - 〇生活保護ケースワーカーとの役割分担と連携方法 等 のポイントについて審査を行っている。

*病院入院、施設入所中のケース

- ・ 移並社協では現在、在宅に長る可能性のないケースについては契約をしていない。 の策意都社会福祉協議会のマニュアルでも以下のように規定。
- ・施設または病院が本人の日常金銭管理を行うことが基本。
 - かくし りょうえんじょ
 - →○福祉サービスの利用援助
 - ○福祉サービスの苦情解決制度利用への譲跡
 - ○施設・病院が行う金銭管理に対する見守り・確認
 - ○書類等預かりサービス